

地域事業者等との連携・協働のためのガイドライン

平成18年6月20日
日本チェーンストア協会

はじめに

当協会及び会員社は、地域の振興・地域の活性化への対応については、常に地域との関係を重視し多様な方法によって連携・協働を果たしてきているが、近時、特に中心市街地等の衰退がクローズアップされ、各種各様の議論がなされる中で、その地域の消費者・生活者等から大型商業施設の社会的役割に対する期待がより大きなものとなっている。

当協会としてその期待の意味を解釈すれば、現代に生きる多数の人は単なる商品購入の場を求めているのではなく、個性化時代にふさわしい商品選択の幅や年代を超えて楽しく買物等ができる場を提供してくれることに期待を寄せているのではないかと、また、そうした店舗の存在によって、自分たちの住むまちに賑わいがもたらされることへの期待もあるのではないかと考える。

こうした地域からの多様な期待に対しては、これまでも会員各社個々の努力によって取り組んできているものの、その各種取り組みについては、地域の消費者・生活者等に十分知られていない側面も数多くあると考えられる。

当協会及び会員各社にとって、各地域で諸々の活動を行う上で地域経済団体等の理解と協力を得ることはもちろんのこと、地域事業者の一員として広く消費者・生活者等に信頼され支持されるよう活動することは、企業の繁栄と店舗運営をより円滑に進めていく上で必要不可欠なことである。

そのためには、大規模商業施設としての役割を再確認し、実行可能な中身を世の中に明示しつつ、「地域のまちづくり」に良い結果がもたらされるような活動を積極的に展開していくことが必要である。

例えば、大規模商業施設を運営する企業には、流通分野における幅広い経験・知識・人脈及び店舗運営ノウハウ等の蓄積があり、その蓄積されたノウハウをその地域に提供していくことも効果を生む方法の一つではないかと考える。

また、こうした活動を地道にきちんと実行し多くの人に伝えていくことは、地域の消費者・生活者等に大規模商業施設の存在への評価をより良い方向に変えていくことにも繋がるし、また、かかる情報を積極的に発信していくことも必要なことである。

以上のような観点から、地域事業者等との連携・協働のための具体的活動を抽象論や総論に止めることなく、その活動内容をより具体的な方法をもって実

行し良好な地域商業環境を育んでいくためには、会員各社の理解を得つつ本部・支部が連携を密にして積極的に活動していくことが必要である。

よって、当協会としては、今後も地域商業者等との連携・協働に係る活動の実効性を高めていくため、検討体制を改めて構築するとともに、会員社の各店舗において既に取り組んでいる事項や取り組みを予定している事項を具体的活動の事例として掲げ、これを参考に実態を確認しつつ適宜適切に対応していくための道標として本ガイドラインを作成することとした。

記

1. 「まちづくりに係る問題・課題」を検討するための基本体制

各地域における「まちづくりに係る動向」や「地域商業者等との具体的な連携・協働のための行動」などについて検討し、当協会としての基本的考え方や採り得る方法等の内容・方向性を見出し、会員社の具体的取り組みの参考に資することを目的とし、次のような基本体制で本件に係る問題・課題について検討する。

(1) 「まちづくり検討ワーキングチーム」の設置

本ガイドラインの趣旨に係る検討は、基本的には「規制改革委員会」において行う。

ただし、中央及び地方の動向によっては短期間において考え方等を集約する必要も出てくる可能性があることから、機動的に対応できるよう、規制改革委員長及び副委員長が指名する規制改革委員会委員による「まちづくり検討ワーキングチーム」を設置する。

「まちづくり検討ワーキングチーム」の構成委員については、必要に応じ当該委員会社の店舗開発担当者をもって充てることとすることができる。

「まちづくり検討ワーキングチーム」及び「規制改革委員会」での検討結果については、委員長及び副委員長の意見を仰ぎつつ、適宜、常務理事会に報告等する。

(2) 主な検討事項

「地域におけるまちづくり」への参画に関し、実施中の具体的行動の整理及び更なる深化の方法、並びに実効可能性の有無等に関する検討。

上記に関連する情報の収集及び必要な対応策に関する検討。

2 . 本部及び 8 支部による連携・協力

より良い地域商業環境を構築していく観点から 1 . で記述の目的を果たすには、本部及び 8 支部が密接に連携し協力していくことが必要不可欠である。

このため、本部及び支部は、それぞれの事務局が中心となって下記事項の役割を担い、地域会員各社の取組みとの連携・協力を努める。

- (1) 支部事務局は、支部管内会員各社の協力を得て各地域の「まちづくり」に係る情報を収集し、本部事務局に適宜報告し情報の共有化を図る。
- (2) 本部事務局は、支部事務局からの情報を整理し、適宜「まちづくり検討ワーキングチーム」又は「規制改革委員会」を開催し、各地域の情報を基に協会としての基本的考え方や採り得る方法等の内容・方向性を検討する。
また、その確認された内容・方向性を必要に応じて、協会の事業活動に反映させるよう努める。

3 . 実効性を高めるための具体的行動事例

(1) 地域経済団体等の活動への積極的な協力及び参画

本件については、既に下記実例のように協力・参画し、それぞれの立場からの思考・意見等を述べ合うことによって相互理解を深め、また、参画した事業者等の地域連携・協働への取組みに繋がるよう努めている。

しかし、今後においても、下記視点を参考として地域経済団体等の活動に対し、積極的に協力し参画するよう努める。

(参考)

地方自治体等主催の地域商業活性化等のための組織への参画や意見交換の場に参加を求められた場合には、支障のない限り積極的に協力し参画すること。

地域経済団体及び地域消費者・生活者等との意見交換会又は対話集会を、本部及び各支部においても、相互の連携により主要地域で開催するよう積極的に対応すること。

(実例)

- 1) 下記 5 つの例は、本部と関東支部との連携により事務局又は会員社が実際に参画している例であるが、主に地方自治体を中心となって組織化され、地域商店街の振興又はまちづくりをテーマとして随時開催されているものであり、それぞれに異なる立場を尊重することを前提と

して、各者の考え方や取組内容についての相互理解を深め、「それぞれに何ができるか」ということを検討目的としているものである。

なお、メンバーは、地方自治体・商工会議所・商工会・商店街振興組合・チェーン団体等の関係者で構成されている。

(東京商工会議所主催) 商業まちづくり協議会及び商業まちづくり研究会

(横浜市主催) 地域商業活性化検討委員会

(川崎市主催) 地域商業活性化協議会

(西東京市主催) 産業振興検討懇談会

その他全国各地の商工会議所又は商工会主催の協議会等に参画

- 2) また、以上のほか、食の安全・安心の確保やレジ袋等容器包装の削減など、地域消費者・生活者等の生活環境の改善の視点から、当協会本部又は支部の主導により、毎年度、地方自治体、消費者団体及び環境NGO等による意見交換の機会を設定し対応している。

(2) 地域経済団体等の活動に対する助言、大型店として有する経験・知識・人脈などに関する情報の提供

チェーン展開している大型店には、地域の一般商業者にはない全国各地で培ってきた経験・知識・人脈等によって得られた有益な情報が蓄積されている。

こうした経験等有益な情報提供等については、これまでも地域における諸活動の中で直接・間接を問わず果たしてきているところであるが、地元からの情報提供依頼があった場合や、日々の地域活動の中で具体的に活かす機会がある場合には、地域商業の発展の観点に立って積極的に情報提供を行う等、地域の諸活動に貢献できるよう努める。

(3) 地域のタウン・マネジメント活動等「まちづくり」への協力

地域商店街等の活性化のためには、「どのようなまちを望み、どのようにマネージしていくのか」が重要であるが、衰退している中心市街地等商店街には、この点が欠けているとも指摘されている。

従って、前記(1)又は(2)による協力の仕方もその一方法ではあるが、更なる地域商業の発展は会員社の店舗にとっても重要なことであり、地域商業者等のニーズを踏まえた上で、「OB人材等の活用」にも積極的に応じていくよう努める。

具体的には、店舗運営等に必要なノウハウ(商品調達、レイアウト、広報、催事等実地的知識や技術情報)を有する人材を積極的に紹介するなど、地域商店街等事務局やTMO(タウンマネジメント機関)の機能向上及び効率化等に寄与できるよう努める。

(4) 地域のイベント、地域の美観・景観等生活環境推進への協力及び参画

店舗が存在する地域には、伝統行事や祭り等多種多様のイベントがあり、これらへの協力・参画を常に地元商業者団体等から呼び掛けられることが多いと考える。

これらの呼掛けに対しては、これまでも商品の提供、要員の確保など可能な限り積極的に対応してきているところであるが、今後においても、会員社においては、下記の視点を参考として積極的に対応するよう努める。

(参考)

「まちおこし・むらおこし」の一環として、地域商業の更なる振興の観点から地域商店街等が一体となって実施する「祭り、集い、特別セール等」の諸活動に地域商業者の一員として積極的に協力し参画すること。

地域に残る伝統・文化の保存・継承の観点から地域関係者挙げてその地域の美観・景観を保全しつつ、生活環境の更なる向上を図るための商業者としての地域活動に対し、理解をもって協力し参画すること。

(5) 地域の防犯・防災、未成年者非行防止、環境保全等への対応

店舗内及び敷地内における防犯・防災、未成年者の非行防止（飲酒・喫煙防止等）、店舗内外の美化・清掃及び容器包装リサイクル法に基づく事業者としての義務の履行等環境保全などへの対応については、来店される地域消費者・生活者の安全確保や快適な購買活動の視点に立って、事業者としての責務を果たしてきている。

これらの活動は、当協会及び会員社にとって、良好な商業活動の維持・発展にとって必要不可欠なものであり、今後も引き続き地域活動において、下記事項を参考に積極的に対応するよう努める。

(参考)

防犯・防災に係る商店街等一体となった取組み（防犯・防災訓練、商店街内巡回等）に積極的に協力し参画すること。

未成年者の非行防止に係る地域諸活動に積極的に協力し参画すること。

地域における廃棄物処理対策及び地球温暖化防止対策等への取組みに対し、自らの取組み事例を積極的に提案するとともに、地域消費者・生活者等に対してもより一層の広報により理解と周知を図ること。

(6) 地元商工会議所、商店会等への加入についての協力

近年における地域商店街の低迷・衰退には、「店舗運営上の創意工夫、後継者育成、居住者の郊外流出等々商店街固有の解決すべき諸課題が内在しており、その課題に対する商店主や商店会等の努力不足がある」と学識経験者はじめ多くの関係者から指摘があることは周知のとおりである。

しかしながら、例えば、地域で商業を営む者においては、店舗の大小に拘らず、商業者という立場から地域の活性化や消費者・生活者等の利便の

向上を図る役割がある。

当協会会員社においては、既にその役割を果たすことを基本とし、店舗の収益に直接関わるものではない「まちづくり」という大きなテーマに多様な方法で参画していることも事実であるが、事業を営む以上は地域の消費者・生活者等から有形・無形の恩恵を受けていることもまた事実である。

近時、地方自治体の条例に基づき、「まちづくり」という切り口をもって商店会等への加入促進に関する協力要請が多く見られるようになっている。

この商店会等への加入については、一定の経費負担が伴うことであり、その可否については基本的には企業（店舗）の判断によるものであるが、次の視点を判断の参考として、商店会等への加入についても可能な限り協力するよう努める。

（ 参考 ）

「まちづくり」や「商店街活性化」等の活動について、商店街の多くの事業者が一体となって熱心に取り組んでいる状況にあること。

その活動内容、経費、効果等の情報が各事業者にフィードバックされているなど、情報の透明化が図られていること。

会費基準等が店舗の規模のみに拠ることなく他地域との比較においても適正な水準にあること。

その他事業者において加入できない特別の事情があること。

（ 7 ） 地域商業活動からの撤退（退店）に係る早期情報開示等

商業のみに拘らず、企業においては日々他店舗との競争に晒され、経営再構築の観点から店舗閉鎖、他地域店舗との統合・集約化及び人員整理等が常に伴うということ自体は誰も否定できないと考える。事実、こうした事情の下でやむを得ずその地域から撤退（退店）する例が多く見受けられる。経済産業省中小企業庁の「大型空き店舗調査（非公式）」によっても、撤退（退店）事由の約7割は、倒産あるいは企業再生に係る店舗の統廃合によるものとしている。

しかしながら、大型店の撤退（退店）は、大規模施設であるが故に地域商業の疲弊や経済の衰退に波及するとともに、その地域の消費者・生活者等の生活環境にも影響を与えていると言われている。このため、大型店を営む事業者に対しては、やむを得ぬ事由があるにしても、撤退（退店）に至った場合の適切な対応が求められている。

こうした状況の中、当協会会員社においては、地域の状況や建物等権利関係の複雑さ等多岐にわたる実情を踏まえ、でき得る限りの措置を施しながら店舗閉鎖に至っていると理解している。

当協会は、以上のような実情から撤退（退店）に至った場合の対応を一律に取り扱うことは困難であると考えますが、それぞれの地域には、それぞれの生活を支え合っている多くの関係者が存在することに鑑み、下記の留意事項を基本として適切に対応していくよう努める。

(留意事項)

撤退(退店)に関する情報を可能な限り早い時期に開示し、撤退(退店)に至った事情等を地元関係者に十分説明すること。

パート等従業員の再就職に関する相談及び後継テナントの手当てに関し適切に対応すること。

その他必要と考えられる事案について適切に対応すること。

以上